

消費者契約法・消費者裁判手続特例法の改正(概要)

(消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律)

消費者契約法

- 消費者契約に関する民事ルールを規定
(民法の特別法(契約の取消権・無効な条項))
- 平成30年改正の附帯決議等に対応
契約の取消権の拡充、不当な解約料(消費者の立証負担軽減)、不当条項の追加 等

主な改正事項

- 1 契約の取消権を追加(第4条第3項)
 - ・ 勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘
 - ・ 威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害
 - ・ 契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難に
- 2 解約料の説明の努力義務
 - ・ 消費者に対し算定根拠の概要(第9条第2項)
 - ・ 適格消費者団体に対し算定根拠(第12条の4)
- 3 免責の範囲が不明確な条項の無効(第8条第3項)
- 4 事業者の努力義務の拡充
 - ・ 契約の解除に必要な情報提供等(第3条第1項等)
 - ・ 適格消費者団体の要請に応じて、契約条項・差止請求を受けて講じた措置の開示(第12条の3及び5)

※ 公布の日から1年を経過した日の施行
(適格消費者団体の事務関係規定は消費者裁判手続特例法と同じ)

消費者裁判手続特例法

- 消費者被害を集団的に回復する裁判手続を規定
(民事訴訟法の特別法(特定適格消費者団体による手続追行))
- 施行(平成28年)後の運用状況を踏まえ、明らかに
なった課題に対応
制度は社会的インフラと評価すべきも活用範囲に未だ広がり欠いている(5年間で訴訟4件)

主な改正事項

- 1 対象範囲の拡大(第3条)
 - ・ 慰謝料を追加 (基礎的事実関係が共通 +
i) 財産的損害と併せて請求 or ii) 故意による場合)
 - ・ 事業者以外の個人(悪質商法関係者)を被告に追加
- 2 和解の早期柔軟化(第11条)
 - ・ 一段階目で様々な和解を可能に
- 3 消費者に対する情報提供方法の充実
 - ・ 事業者へ消費者への個別通知を義務付け(第28条)
 - ・ 消費者の氏名等の情報開示を早期に可能に(第9条)
 - ・ 特定適格消費者団体からの通知を簡潔に(第27条第2項)
 - ・ 行政の公表も拡充(第95条)
- 4 特定適格消費者団体を支援する法人を認定する制度の導入(第98条から第113条まで)

※ 公布の日から1年半を超えない範囲で政令で定める日の施行

消費者被害の防止・救済の強化

消費者契約法の改正(概要)

消費者契約を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、平成30年改正時の附帯決議に対応し、消費者が安全・安心に取引できるセーフティネットを整備

現行法(消費者契約に関する民事ルール等を規定する民法の特別法)

- 【**契約の取消権**】(不当な勧誘行為があった場合に契約(意思表示)を取り消すことができる権利)
不実告知、不利益事実の不告知
不退去、退去妨害、不安をあおる告知、契約締結前の義務実施 等
- 【**無効となる契約条項**】
故意・重過失の賠償責任の全部又は一部免責、軽過失の賠償責任の全部免責
平均的な損害の額を超える解約料 等
- 【**事業者の努力義務**】
(契約締結について勧誘をするに際し)消費者の知識・経験を考慮した情報提供 等
- 【**適格消費者団体による差止請求**】(適格消費者団体(認定された消費者団体)が契約の取消権の対象となる勧誘行為や無効となる契約条項の停止を請求できる)

H30年改正附帯決議

- 消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用した場合の取消権の創設
- 不当な解約料(事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える解約料)に係る消費者の立証責任の負担軽減
- 不当条項の類型の追加 等

改正事項

契約の取消権を追加

(第4条第3項)

- ・ 勧誘をすることを告げずに、退去困難な場所へ同行し勧誘
- ・ 威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害
- ・ 契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難に

免責の範囲が不明確な条項の無効

(第8条第3項)

- ・ 賠償請求を困難にする不明確な一部免責条項(軽過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないもの)は無効
(無効となる例) 法令に反しない限り、1万円を上限として賠償します
(有効となる例) 軽過失の場合は1万円を上限として賠償します

解約料の説明の努力義務

- ・ 消費者に対し算定根拠の概要(第9条第2項)
- ・ 適格消費者団体に対し算定根拠(営業秘密を除く)
(第12条の4)

事業者の努力義務の拡充

- ・ 契約締結時だけでなく解除時に努力義務を導入(第3条第1項第4号等)
⇒解除権行使に必要な情報提供、解約料の算定根拠の概要説明(再掲)
- ・ 勧誘時の情報提供(第3条第1項第2号)
⇒消費者の知識・経験に加え、年齢・心身の状態も総合的に考慮した情報提供(知ることができたものに限る)
- ・ 定型約款の表示請求権に関する情報提供(第3条第1項第3号)
- ・ 適格消費者団体の要請に対応(第12条の3から5)
⇒不当条項を含む契約条項・差止請求に係る講じた措置の開示要請、解約料の算定根拠の説明要請に応じる努力義務(再掲)

その他

- ・ 適格消費者団体関係の書類の見直し(第14条第2項)
- ・ 毎事業年度の学識経験者の調査の廃止(第31条) 等

消費者裁判手続特例法の改正(概要)

消費者の被害を救済しやすく、消費者が利用しやすい制度へと進化させるとともに、制度を担う団体が活動しやすくする環境整備を行う

現行法

(特定適格消費者団体が消費者に代わって集団的な消費者被害の回復を実現する制度)

一段階目(共通義務確認訴訟)

- 事業者が消費者に対して責任(共通義務)を負うか否かを判断する訴訟手続
- 対象となる損害は財産的損害
- 対象となる被告は事業者
- 共通義務の存否に関する和解が可能

(判決・和解等)

責任が認められた場合

二段階目(簡易確定手続等)

- 事業者が誰にいくらを支払うかを確定する手続
(手続の流れ)

消費者の手続加入

債権届出

額の確定

改正事項

対象範囲の拡大

(第3条)

- 対象となる損害に一定の慰謝料を追加(第2項)
・基礎的事実関係が共通で、i) 財産的損害と併せて請求の場合
ii) 故意による場合
- 対象となる被告に事業者以外の個人を追加(第1項、第3項)・悪質商法に関与した事業監督者・被用者を想定

消費者への情報提供方法の充実

- 事業者に消費者への個別通知を義務付け(第28条)
- 消費者の氏名等の情報開示を早期に可能に(第9条)
- 特定適格消費者団体からの通知を簡潔に(第27条第2項)
- 行政が公表する情報を拡充(第95条)

和解の早期柔軟化

- 一段階目で様々な和解を可能に(第11条)
・事業者の責任(共通義務)の有無以外にも以下の和解が可能に
解決金を支払う和解、金銭を支払う以外の和解、総額和解、消費者への支払まで完結する和解 等

特定適格消費者団体の負担軽減

- 特定適格消費者団体を支援する法人(消費者団体訴訟等支援法人)を認定する制度の導入(第98条から第113条まで)
業務内容:(特定適格消費者団体の通知、行政の公表等を受託)

その他

- 特定適格消費者団体の負担軽減等
 - ・二段階目の手続の申立ての柔軟化(第15条、第16条)
 - ・特定認定の有効期間の延長(3年→6年)(第75条)
 - ・特定適格消費者団体と適格消費者団体の連携協力規定(第81条)
 - 消費者保護の充実
 - ・消滅時効の特例の整備(第68条)
 - ・記録の閲覧主体の制限(第54条)
- 等



制度創設

制度改善
環境整備

活性化した
制度の定着